

# ひろしまの地域福祉推進 “チャレンジ応援” 助成事業 応募の手引き（令和5年度版）

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 広島市地域福祉活動推進基金助成事業

## 目 的

今日、社会環境の変化は市民の生活にも大きく影響を与え、生きづらさや格差の拡大等の様々な福祉課題を生み出しています。これらの福祉課題は、複雑化・複合化し、公助による支援が行き届きにくい、制度の狭間であることも少なくありません。

こうした中、市民活動団体は柔軟で多様な発想による様々な取組を展開しています。しかし、団体の立上げ及び初動期の基盤整備やその後の新たな事業展開には資金面だけでなく、あらゆる支援が必要です。

そこで、広島市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）では、市民活動団体の福祉課題の解決に向けた「先駆的・開発的」な“チャレンジ”を、助成金という資金面のみではなく、本会が大切にしている「つながり」を活かし、総合的に応援することを通じて、市域全体の福祉力向上を目指します。

なお、本助成事業は本会「広島市地域福祉活動推進基金」を活用して実施するものです。

### A部門：団体の立上げ応援部門

- ◆ 新たな発想や視点を持つ団体の立上げ及び初動期の基盤整備を応援する部門です。

### B部門：先駆的・開発的取組の応援部門

- ◆ 3年以上の継続した活動実績のある団体による、先駆的・開発的な新規事業を応援する部門です。

応募期間：令和5年4月1日（土）～5月2日（火）【必着】

### < 提出・問合せ先 >

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域福祉係  
〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 BIG FRONT ひろしま6階  
電 話：082-264-6403 FAX：082-264-6413  
メールアドレス：chiiki@shakyohiroshima-city.or.jp

## 1 助成の対象となる団体

広島市域の福祉向上を目指して活動する非営利活動団体で、次の条件を満たす団体とします。

- (1) 規約・会則等を有すること。
- (2) 団体自らが経理し、監査することができる会計機能を有すること。
- (3) 団体の主たる事務所が広島市内にあること。
- (4) 団体の構成員を5名以上有し、会員・役員名簿の提出が可能であること。
- (5) 本会との連携が可能であり、円滑なコミュニケーションがとれること。
- (6) 反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係を有する団体でない、又はその恐れがないこと。

※ 応募時点で団体が未設立の場合、(1)～(4)については、団体設立後に満たすことを条件とします。

## 2 助成の対象となる取組

市民活動の持ち味である柔軟で多様なアイデアを活かし、これまでにない新たな発想や視点で、福祉課題の解決を目指す取組とします。次のいずれかに該当する取組を対象とします。

- (1) 様々な地域の福祉課題解決に対する取組。
- (2) 制度の狭間の福祉課題解決に対する取組。
- (3) その他、本会会長が市域の福祉力向上に資するため助成を必要と認めた取組。

## 3 助成部門

A部門又はB部門のどちらか一方の応募となります。

同一年度に重複して応募することはできません。

**A部門** : 団体の立上げ応援部門

◆ 新たな発想や視点を持つ団体の立上げ及び初動期の基盤整備を応援する部門です。継続性のある安定した団体運営のための仕組みづくりを本会が大切にしている「つながり」等を活かして応援します。

- (1) 対象団体：設立後3年未満又は令和5年7月までに立上げを予定している非営利団体
- (2) 助成額：1団体につき30万円を上限とした必要額
- (3) 件数：2～4件程度（総額60万円程度）
- (4) 選考方法：書類審査（1次審査）及び面談審査（2次審査）  
※ 前年度も本助成を受けている団体については、今年度の応募内容だけでなく、初年度及び2年度目の成果も加味して審査します。
- (5) その他：
  - ・ 設立3年目まで継続して応募ができます。
  - ・ 審査の結果、採択されない又は申請額どおりの決定とならない場合があります。
  - ・ 本会が本助成事業を廃止した場合は、当該廃止した年度をもって助成を終了します。

## B部門：先駆的・開発的取組の応援部門

- ◆ 3年以上の継続した活動実績のある非営利団体による、先駆的・開発的な新規事業を応援する部門です。

これまでとは異なる新しい事業展開を応援します。

※ 既存事業を維持・拡充することを目的とした応募は、非該当となります。

- (1) 対象団体：3年以上の継続した活動実績のある非営利団体
- (2) 助成額：1団体につき30万円を上限とした必要額
- (3) 件数：8件程度（総額240万円程度）
- (4) 選考方法：書面審査（1次審査）及び面談審査（2次審査）
- (5) その他：
  - ・ 過去にA部門で助成を受けている団体も応募可能です。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けても、創意工夫して実施できる内容を検討してください。
  - ・ 同一事業での応募は、連続する3会計年度まで可能です。
  - ・ 審査の結果、助成決定されない場合や申請金額どおりの決定とならない場合があります。
  - ・ 本会が本助成事業を廃止した場合は、当該廃止した年度をもって助成を終了します。

## 4 助成金の使途

### (1) 助成対象経費

費目	A部門	B部門※
取組拠点開設・運営費（事務所賃借料・水光熱費、電話代、修繕費等）	○	×
使用料・賃借料（会場等の借上げ料・機器類の借上げ料等）	○	○
物品購入費（備品費、消耗品費等）	○	○
食糧費（食事提供支援に要する食材費等）	○	○
広報宣伝費（チラシ作成費・印刷費、チラシ郵送代等）	○	○
人件費（ボランティア等への謝礼金・交通費等）	○	○
その他	○	○

※ 申請する新規事業に係る経費のみ対象となります。団体の基礎的な運営に要する経費及び既存事業に係る経費は対象となりません。

### (2) 助成対象とならない経費

- ・ 申請団体内の親睦や交流、打合せや会議のための飲食代
- ・ 申請団体の構成員への謝礼金や交通費
- ・ 領収書等の支出を証明する書類が提出できない経費
- ・ その他助成の対象とすることが適当でないと認められる経費

## 5 実施期間

決定通知交付後から、令和6年3月31日まで

## 6 全体スケジュール

- (1) 応募期間 4月1日(土)～5月2日(火)
- (2) 選考期間 5月～7月上旬
  - (1次審査) 6月上旬 審査委員会による書面審査  
6月中旬 結果の通知及び1次審査の通過団体のみ2次審査の日程の通知
  - (2次審査) 6月下旬～7月上旬 審査委員会による面談審査 ※必ず出席してください。  
7月中旬 結果の通知  
助成決定団体や事業名称等を本会ホームページ等で公開します。
- (3) 助成金交付 7月中旬以降 助成決定団体に団体が指定する金融機関の預金口座に振込みます。
- (4) 団体訪問 助成決定以降、本会職員が団体訪問します。
- (5) 報告書提出 取組が終了した日から10日以内又は令和6年3月31日(日)のいずれか早い日までに既定の様式で報告していただきます。

## 7 応募方法・提出書類

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
  - (2) 事業計画書(様式第2号-A又は様式第2号-B)
  - (3) 収支予算書(様式第3号-A又は様式第3号-B)
  - (4) 団体の規約
  - (5) 団体の役員名簿
  - (6) 前年度の事業報告書、収支決算書  
※前年度助成を受けていない団体については、作成している団体のみ。
  - (7) その他、団体の活動状況が分かるもの  
※広報紙やチラシなど、作成している団体のみ。  
※必ず3枚以内におさめてください。
- (1)～(7)を表紙に記載の提出先へ、郵送又は持参によりご提出ください。
  - 提出締切は、令和5年5月2日(火)必着です。
  - 団体設立前にA部門に応募される場合、(4)(5)の書類は団体設立後の提出で構いません。
  - (1)～(3)の様式データを希望する場合、chiiki@shakyohiroshima-city.or.jpまでご連絡ください。
  - ご提出いただいた書類は、採否に関わらず返還しませんので、予めご了承ください。審査の際、書類の照会することもありますので、必ずお手元に写しを保管しておいてください。
  - 例年、書類の不揃いや修正を要する団体が多く見られます。再提出に要する期間を考慮し、余裕をもって提出してください。

## 8 応募の無効、助成金の返還

- 応募期間を過ぎて提出された書類及び提出書類に不備や過不足等あった場合は、無効とします。
- 助成決定後、申請内容に変更が生じた場合は、その都度届け出てください。届出なく変更された場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- 助成金決定団体として不適格な行為があった場合、助成金の返還を求めます。
- 助成対象期間内の取組が終了した際、助成金に余剰が生じた場合、これを返還していただきます。

## 9 その他

- 項目1（対象となる団体）と項目2（対象となる取組）を満たしていても、申請内容、団体の規模、設立後の経過年数、助成履歴等から総合的に判断し、非該当とみなす場合があります。
- 他の助成を受けていても応募可能ですが、他の助成によって円滑な事業運営ができると判断した場合は、非該当とみなす場合があります。
- 他の助成を併用不可とする助成もありますので、併用を検討している助成先の要件もよくご確認ください。
- 助成金の交付決定にあたり、必要に応じて条件を付す場合があります。
- 採否理由についてはお答えすることはできませんので、あらかじめ了承の上、ご応募ください。
- 採否に関わらず応募された団体へは、本会から研修会や助成金の情報提供をさせていただくほか、適宜、団体が実施する活動の広報等の協力をさせていただきます。